

事務連絡  
令和7年4月22日

介護予防訪問型サービス事業所  
介護予防通所型サービス事業所  
構成町村地域包括支援センター } 管理者様

中新川広域行政事務組合  
介護保険課長

### 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

日頃より当組合介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。令和7年4月1日からの報酬の改定についてお知らせします。

#### 1 国が定める報酬の見直し

令和6年度介護報酬改定の「訪問型サービスの業務継続計画未策定減算の経過措置期間終了」と「処遇改善加算の一本化の完全施行」に伴い、令和7年4月からのサービスコード表を変更しました。

#### 2 当組合が定める主な報酬の改定

「地域支援事業の実施について」の一部改正について（令和6年8月5日老発0805第3号）及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について（令和6年8月5日老発0805第4号）に伴い、「緩和基準の廃止」と「サービス・活動A（指定）」のサービスコードを新設しました。

新設		廃止	
A2	業務継続計画未策定減算	A2 A6	処遇改善加算（V）1～14
A2	サービス・活動A（指定）分		
A6			

#### 3 改定時期

令和7年4月1日

#### 4 その他

今般の改定に伴う、「サービスコード表」は別紙のとおりです。サービスコードデータは、中新川フィットなび及び当組合ホームページに掲載します。

事務担当  
介護保険課保険業務係  
TEL 4 6 4 - 1 3 1 6  
FAX 4 6 3 - 3 1 9 9